貯金払戻(解約)

- ・臨時積立等スケジュール
- ●解約金は、2月27日、3月30日に送金します。
- ●個人で臨時積立をする場合は、預入限度額の 超過の確認が必要となるため、毎月18日まで に当組合へ着金するよう振込み、19日以降は 振り込まないようお願いします。
- ●所属所における提出期限は、共済事務担当課 へお問い合わせください。

日	月	火	水	木	金	±
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

2月

			2/3			
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

3日

:「貯金払戻(解約)請求書」共済提出期限

:払戻送金日

: 各申込書共済提出期限

:臨時積立振込期限

上記記事に関するお問い合わせは

総務課福祉係 ☎028-615-7805

共済だより 第344号 令和5年1月発行

発行/栃木県市町村職員共済組合 〒320-0811 宇都宮市大通り二丁目3番1号 井門宇都宮ビル 3階

電話 028-615-7804 FAX 028-615-7566

URL https://www.tochigi-kyosai.jp/ E-mail sityouson@tochigi-kyosai.jp

本誌に関するご意見・ 感想をFAXまたはmail でお寄せください。 お待ちしております。